

○農地法第3・4・5条の許可申請に必要な書類

		3条		4条	5条	
		譲受人が 市内在住	譲受人が 市外在住	農業 委員会 許可	農業 委員会 許可	
個人	申請書	(甲号)	3部 ^{※1} (正本+2)	3部 ^{※1} (正本+2)	2部 ^{※1} (正本+1)	3部 ^{※1} (正本+2)
		(乙号)	1部 (正本)	1部	1部	1部
	土地の全部事項証明書	法務局にて交付（市役所本庁1階に法務局登記証明コーナー有）	1通	1通	1通	1通
	現況地番図	法務局備え付けの公図の写し等（市役所本庁2階の資産税課で交付の課税地番図等）	1部	1部	1部	1部
	位置図	申請地の位置及び付近の状況が分かるもの（住宅地図など）	1部	1部	1部	1部
	営農計画書	様式1-10号	1部 <small>(新規就農者のみ)</small>	1部	*	*
	現在耕作している農地等の面積を証する書面	現在耕作している農地が三原市外にある場合 →耕作者証明書又は、農地基本台帳記載事項証明書など	1部 市外に農地がある場合	1部	*	*
	建築物等の配置図	申請地に設置しようとする建築物、工作物その他の配置図及び面積、土砂の流出・崩壊等に対する防除措置（擁壁など）をする場所並びに用水・排水の経路を表示したもの。資材置場の場合はその配置を表示したもの。	*	*	1部	1部
	建築物等の設計図	申請地に設置しようとする建築物等の立面図及び平面図	*	*	1部	1部
	資金証明書	自己資金は、預貯金残高証明書（預貯金通帳の写しでも可）。借入資金は、融資証明書。個人から借り入れる場合は、貸付者の預金残高証明書および融資確約書を添付すること。	*	*	1部	1部
	被害防除措置計画書	様式2-3号	*	*	1部	1部
	関連法令の手続きを証する書面	許可書の写し又は申請書の写し (墓地、宅造、土砂条例、都市計画法など) ^{※2}	*	*	1部	1部
	土地改良区の意見書	申請地が土地改良区の区域内にある場合。	*	*	1部	1部
	所有者の同意書	所有権以外の権原に基づいて申請する場合 (小作農等が賃借権に基づき申請をする場合など)	*	*	1部	1部
	小作農等の同意書	申請地に地上権、永小作権、質権、又は賃借権に基づき耕作者がいる場合のみ。（様式1-8号）	1部	1部	1部	1部
	小作地等の所有者の同意書	小作地等の賃借権等を譲渡又は転貸する場合のみ。 (様式1-9号)	1部	1部	*	*
	真正な権利者であることを証する書面	(1) 譲渡人等が土地登記簿の名義人と異なる場合 →戸籍謄本、除籍の謄本、遺産分割協議書、相続放棄書等 (2) 譲渡人等の住所等が土地登記簿の記載と異なる場合 →戸籍の附票の写し、住民票の写し（変遷がわかるもの）	1部	1部	1部	1部
	親権者であることを証する書面	未成年者が申請する場合のみ。 →戸籍謄本など	1部	1部	1部	1部
	委任状	法定代理人等が申請を行う場合のみ。	1部	1部	1部	1部
	その他参考となるべき書類	農業委員会が必要と認める場合 縦横断面図、近隣農地所有者の同意書など	1部	1部	1部	1部
法人	定款又は寄附行為の写し	権利を取得しようとする者が法人である場合のみ。	1部	1部	1部	1部
	組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し	農地所有適格法人のうち、農事組合法人、株式会社又は有限会社の場合	1部 <small>(コピー)</small>	1部 <small>(コピー)</small>	*	*
	法人登記簿謄本	登記事項証明書（全部事項証明書）	1部	1部	1部	1部

※1 申請人が複数名いる場合は、その人数分だけ部数を追加すること。

※2 墓地、埋葬等に関する法律・・・墓地の新設・変更等の許可
 宅地造成等規制法・・・規制区域内の宅地造成工事の許可
 都市計画法・・・都市計画区域内の開発許可、建築許可など
 広島県土砂の適正処理に関する条例・・・土砂埋立行為の許可

※この内容は、令和元年12月1日現在の内容を編集したものであり、今後、内容が変更されることがあります。